

入札参加資格停止措置について

港湾空港技術研究所は、ビバコンピュータ株式会社（所在地：大阪府大阪市東淀川区東中島2丁目8-6）に対して入札参加資格停止措置を行いました。
詳細は以下のとおりです。

入札参加資格停止措置の概要

1. 入札参加資格停止措置業者名及び住所

入札参加資格停止措置業者名	住 所
ビバコンピュータ株式会社	大阪府大阪市東淀川区東中島2丁目8-6

2. 入札参加資格停止措置期間

令和6年9月27日から令和6年12月26日まで（3箇月間）

3. 事実概要

ビバコンピュータ株式会社は、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所発注の「藻場データおよび気象データの整備等補助業務」（一般競争入札）において落札者となったが、仕様書の内容を誤認し、履行期限までに完成することができないと申し出があり、契約を辞退した。

4. 入札参加資格停止措置理由

国の有資格登録業者である当該業者が、落札決定後に契約締結を辞退したことは、信頼関係を著しく損なう行為であり、港湾空港技術研究所入札参加資格停止等措置要領（平成22年11月1日付、研究所細則第8号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

〈別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）〉

措 置 要 領	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内